

京丹後市在日外国人高齢者・重度障害者特別給付金の未支給について

令和4年5月18日

京丹後市役所

本市におきまして、国民年金（障害年金含む）の給付を受けることができない外国人市民の方に対して、京丹後市在日外国人高齢者・重度障害者特別給付金支給要綱（H16.4.1 施行）に基づき、給付金を支給していますが、6町合併当時の事務処理誤りにより未支給となっている事例があることが判明しましたので、以下のとおりお知らせします。

対象の方には、大変ご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。

1. 経緯

- （1）本制度は、旧峰山町において実施されていたもので、平成16年4月、京丹後市発足に伴い制度を引き継ぎ、他の5町の新規受給資格者を加え「受給資格者台帳」を作成して事務処理を行っています。
- （2）令和3年12月、受給資格を有すると思われる市民の方が受給対象外となっている疑義が生じ、それを受けて過去の関連書類の調査等を行ったところ、2名の方が受給資格者台帳から掲載漏れであることを確認しました。
- （3）原因は、平成16年4月時点の受給資格者台帳の作成において、旧峰山町の受給資格者2名の方が所得基準超過による支給停止となっていたことから、本来、受給資格者台帳に掲載すべきところを誤って掲載がされず、その後の2名に対する事務処理（現況届の提出案内等）が漏れていたものです。

2. 対象者数等

（1）対象者数：2名

（2）未支給額：416万円

＜内訳＞ A氏…受給資格15年10ヶ月 × 月額2万円 = 380万円

B氏…受給資格1年6ヶ月 × 月額2万円 = 36万円

3. 今後の対応

- （1）支給対象者の方は既に亡くなられているため、対象者の関係者に対して早急にご連絡しお詫びするとともに、未支給分の給付金については、支払遅延利息相当額も考慮のうえ、速やかに支給の手続きを進めます。
- （2）今回の事態を厳粛に受け止め、改めて事務事業に対する制度内容の確認等の徹底に努めて参ります。

【お問合せ】

市民環境部保険事業課

電話：0772-69-0220

FAX：0772-69-0901